

山口市高齢者生活支援訪問サービス事業実施運営要綱

(目的)

第1条 この要綱による山口市高齢者生活支援訪問サービス事業（生活管理指導員派遣事業）（以下「本事業」という。）は、高齢者等に対し、日常生活上の援助を行うとともに、日常生活における生活管理の指導を行うことにより、自立した生活の継続を可能にし、要介護状態への進行を防止することを目的とする。

(事業主体)

第2条 本事業の事業主体は山口市とする。この場合において、本事業の運営のうち利用者及び事業内容の決定を除き、本事業の運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することにより実施するものとする。

(運営主体)

第3条 本事業の運営主体は、前条の規定により本事業の実施を受託した社会福祉法人等（以下「受託法人等」という。）とする。

(対象者)

第4条 本事業の対象者（以下「対象者」という。）は、原則として、介護保険（介護保険法（平成9年法律第123号）第2条に規定する介護保険をいう。以下同じ。）の対象とならない市内に居所を有する在宅のおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯（これに準ずる世帯を含む。）で本事業を利用することにより在宅での生活の維持、継続が可能であると認められる者又は日常生活における金銭管理、不衛生状態の解消等生活管理についての指導、近隣住民との関係構築若しくは関係機関との連絡調整の必要な者であって、次の要件のいずれかに該当する者とする。

(1) 身寄りが無い、あるいは、あってもその身寄りが高齢等の家庭環境の面から身の回りの世話などが期待できないため、社会的支援が必要な者

(2) 虚弱で日常生活に不安がある高齢者で要介護状態に陥らないために保健福祉サービス等が必要な者

2 前項の規定にかかわらず、山口市基幹型地域包括支援センター（介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センターで、山口市が設置した統括機能をもつものをいう。）に設置される包括ケア会議（以下「包括ケア会議」という。）において、特に生活管理指導員の派遣が必要と認められる場合にあつては、介護保険の要介護認定を受けている者について本事業の利用を妨げないものとする。

(利用の申請)

第5条 第10条第1項第1号に掲げる事業を利用しようとする者（以下「利用申請者」という。）は、別に定める申請書により、市長に対し申し出なければならない。

2 前項に規定する本事業の利用申請の手続きは、山口市の各地域包括支援センター（介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センターで、各圏域に設置されたものをいう。以下「包括支援センター」という。）の職員において代行することができる。

(本事業の利用、決定)

第6条 市長は、本事業の利用について、前条の規定により利用申請者から利用の申請があつたとき又は包括支援センター、民生委員等の高齢者の在宅福祉にかかわる

関係機関等からの申し出により、包括ケア会議を活用し、その者の実態を調査の上、速やかにその利用の必要性について検討し、利用の可否について決定しなければならない。

(個別生活援助計画)

第7条 受託法人等は、第11条に規定する対象期間を踏まえた対象者のサービス利用計画（以下「個別生活援助計画」という。）を作成し、管理するものとする。

2 個別生活援助計画は、次条に規定する生活管理指導員が包括支援センター等関係機関と調整の上、作成するものとする。

(生活管理指導員)

第8条 受託法人等は、第1条の目的を達成するため、生活管理指導員を置き、その体制整備に努めなければならない。

2 前項の生活管理指導員は、介護福祉士、社会福祉士、看護師、保健師、栄養士、ホームヘルパー研修過程2級以上の研修修了者をもって充てなければならない。

3 生活管理指導員は、あらかじめ対象者毎に個別生活援助計画を作成し、常に対象者の状況把握に努め、その指導内容、効果等について記録しなければならない。

4 生活管理指導員は、対象者の状況、指導内容、効果等について、随時又は定期的に包括支援センターに報告しなければならない。

(台帳整備)

第9条 市長は、第6条の規定により利用決定したときは、その利用状況等必要な事項について別に定める様式により整備するものとする。

(事業内容)

第10条 本事業による援助内容は、おおむね次のとおりとする。

(1) 家事に対する支援・指導

- ア 調理
- イ 外出時の援助
- ウ 食事、食材の確保
- エ 寝具等の洗濯、日干し
- オ 家屋内の整理整頓
- カ その他市長が必要と認めること

(2) 日常生活管理指導及び生活管理において必要な援助

- ア 金銭管理
- イ 不衛生状態の改善
- ウ 対人トラブルの解消
- エ 調理
- オ 食事、食材の確保
- カ 寝具等の洗濯、日干し
- キ 家屋内の整理整頓
- ク その他市長が必要と認めること

2 前項第1号の援助内容においては、別に定める山口市家事援助サービス事業実施要綱との併用はしないものとする。

3 同条第1項第1号と第2号に規定する援助の併用はしないものとする。

(実施要件)

第11条 前条第1項第1号の対象期間は、介護保険法第18条の保険給付を受給することとなったとき又は包括ケア会議において不要若しくは第1条の目的を達成したと認められたときをもって終了とする。

2 前条第1項第2号の対象期間は、2月間を限度とする。

3 本事業の実施は、利用者1人につき1週間当たり6時間までを限度とする。
(委託料)

第12条 本事業を委託した場合の委託料の基準額及び委託料の請求の方法については、別に締結する委託契約書により約定するところによる。

(利用者負担)

第13条 利用者は、第10条第1項のサービスの利用時間に相応して、その実費相当額を負担するものとする。

(1) 家事に対する支援・指導は、利用者1人当たり1時間につき金230円とする。

(2) 日常生活管理指導及び生活管理において必要な援助は、無料とする。

2 受託法人の長は、前項に規定する実費相当額を利用者から徴収するものとする。
(評価及び報告)

第14条 受託法人等は、本事業の利用者について、一定期間を目安に事前アセスメント、事後アセスメントをまとめ、目標の達成、客観的な運動機能や栄養・口腔状態の変化、健康関連QOLの変化等を包括支援センターに報告しなければならない。

(帳簿等の整備等)

第15条 受託法人等は、本事業に係る利用実績について証する帳簿類のほか本事業の運営及び経理に関し、必要な帳簿等を常に整備しておかなければならない。

2 前項の帳簿等の保存期間は、5年とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本事業の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に、合併前の山口市高齢者生活支援訪問サービス事業（生活管理指導員派遣事業）実施運営要綱（山口市制定）、小郡町生活管理指導員派遣事業実施要綱（小郡町制定）、秋穂町生活管理指導員派遣事業実施要綱（秋穂町制定）、阿知須町生活管理指導員派遣事業実施要綱（阿知須町制定）、又は徳地町生活管理指導員派遣事業実施要綱（徳地町制定）の規定によりなされた決定その他の行為については、この要綱の相当規定により既になされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成22年1月16日より施行する。

(経過措置)

- 2 阿東町の編入の日の前日までに、編入前の阿東町在宅福祉事業実施要綱（阿東町制定）の規定によりなされた決定その他行為については、この要綱の相当規定により既になされたものとみなす。

(経過措置)

- 3 平成21年度に限り、編入前の阿東町の区域における利用者負担額については、第13条第1項の規定にかかわらず、利用者1人当たり1時間につき金180円とし、生活保護世帯の者については免除とする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。